プラスチック資源循環促進法で求められる事業者の対応

1. プラスチック使用製品設計指針(告示)に即した設計



2. 特定プラスチック使用製品の使用の合理化(判断基準を省令で規定)

特定プラスチック使 用製品提供事業者

※業種の指定あり

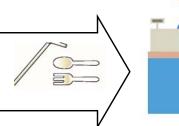


使用の合理化の取組

商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品



【製品】





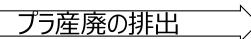
<u>3.プラスチック使用製品等産業廃棄物の排出抑制(判断基準を命令(省令)で規定)</u>

プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する者

※業種指定なし



排出抑制、再資源化等の取組





求められる対応1 プラスチック使用製品設計指針(告示)に即した設計

- ・主務大臣は、プラスチック使用製品製造事業者等が講ずべき事項及び配慮すべき事項等 に関する指針を策定。
- ・プラスチック使用製品製造事業者等は、プラスチック使用製品設計指針(告示)に即してプラスチック使用製品を設計するよう**努めなければならない**。

主務大臣(経済産業大臣+事業所管大臣)

プラスチック使用製品設計指針(告示)

プラスチック使用製品製造事業者等

=プラスチック使用製品の製造を業として行う者 (設計を行う者に限る)及び設計を業として行う者

例:飲食料品の製造段階でプラスチックが含まれる容器に入れている場合、当該飲食料品メーカーが

該当

指針に即した設計





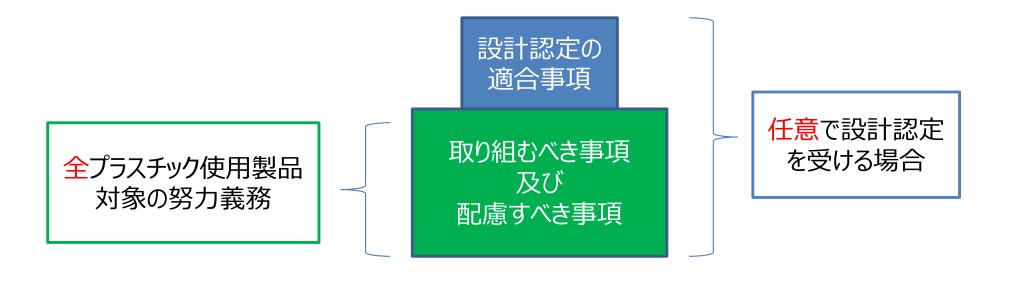


プラスチック使用製品の設計

プラスチック使用製品設計指針(告示)①

- ・プラスチック使用製品設計指針(告示)は「2階建て」になっており、全プラスチック使用製品を対象にした一般的事項のほか、設計認定の適合事項が規定されている。
- ・設計認定は任意に受けられるものであるものの、一定の基準をクリアする必要がある。
- ・主務大臣認定を受けた場合、設計認定に係る製品の国による率先調達(グリーン購入法の配慮)、再生材の利用に当たっての設備の支援がある。

プラスチック使用製品設計指針(告示)



プラスチック使用製品設計指針(告示)②

事業者が取り組むべき事項及び配慮すべき事項

設計に当たっては、安全性や機能性その他の用途に応じ て求められる性能並びに(1)構造及び(2)材料に掲げ る事項について、それぞれがトレードオフの関係となる場 合があることにも留意しながら、設計に係る取組の優先順 位等の決定をした上で取組を実施することとする。 その際、(3)製品のライフサイクル評価(4)情報発 信及び体制の整備(5)関係者との連携(6)製品分野ご との設計の標準化や設計のガイドライン等の策定及び遵守 について留意することとする。

プラスチック使用製品設計指針③

事業者が取り組むべき事項=検討すること

(1)構造

- 減量化
- ・ 包装の簡素化
- 長期使用化·長寿命化
- 再使用が可能な部品の使用又は 部品の再使用
- 単一素材化等
- 分解・分別の容易化
- ・ 収集・運搬の容易化
- 破砕・焼却の容易化

(2) 材料

- プラスチック以外の素材への代替
- 再生利用が容易な材料の使用
- 再生プラスチックの利用
- バイオプラスチックの利用

プラスチック使用製品設計指針④

配慮すべき事項=望ましいこと

(3)製品のライフサイクル全体を通じた環境負荷等の影響の総合的な評価

(4)情報発信及び体制の整備

- 企業等のHP、製品本体等に、 廃棄しようとする者等に必要とされる範囲で、製品の構造等の情報を記載
- 情報提供のための体制整備
- 指針(告示)に即した設計を実施するための人員確保
- 設計に係る取組の状況を把握し、その情報の開示を積極的に行うこと

(5)関係者との連携

(6)製品分野ごとの設計の標準化並びに設計のガイドライン等の策定及び遵守

- 業界団体等における自主的な製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を実施することが望ましい
- ・ 当該ガイドライン等の策定が実施されている場合には、当該ガイドライン等を 遵守するよう努めること

プラスチック使用製品設計指針⑤

設計認定を受けるに当たって適合すべき事項

製品全体に占めるプラスチックの割合が、原則として、重量比又は体積比で過半を占めるもの ※飲食料品では中身を含まず、容器包装全体に占めるプラスチックの割合という解釈

例: カップに入った食品



プラスチック

全体(フタ+カップ+内袋+シュリンクフィルム)



製品分野ごとに別に定める項目について、製品のライフサイクル全体を通じた環境負荷等の影響を総合的に評価し、その結果を公表しているとともに、設計に係る取組の考え方等を公表していること



特に優れた設計であるものとして製品分野ごとに別に定める基準に適合していること

注:別に定める項目、基準は、現時点、未制定。また、業界団体等における自主的な設計ガイドラインで特に優れた設計を検討し、主務省と予め調整する必要があります。

(参考) 設計認定について

【設計認定を受けるメリット】

- ・設計認定に係る製品を国が率先調達(グリーン購入法の配慮)
 - ※現状、食品は同法の対象品目になっていません。

・再生材利用設備への支援

【設計認定の流れ】※前頁注書に留意

主務大臣(経済産業大臣+業所管大臣) ③調査結果通知 (法第11条第4項) 指定調査機関 ④認定(法第8条第4項)、 認定に係る製品の公表(法第 8条第6項) ①調査申請(法第11条第 ②設計調査(法第16 3項)+手数料納付 条第2項)

求められる対応2 特定プラスチック使用製品の使用の合理化

・特定プラスチック使用製品提供事業者において、使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するために取り組むべき措置の判断の基準となるべき事項を省令で規定。主務大臣は特定プラスチック使用製品提供事業者に対して指導・助言、多量提供事業者に対して勧告、公表、命令をすることができる。

主務大臣(経済産業大臣+事業所管大臣)

必要な指導及び助言 をすることができる。

判断基準省令

特定プラの使用の合理化による排出抑制の状況が著しく不十分な場合、勧告、公表、命令をすることができる。

特定プラスチック使用製品提供事業者

【業種】各種商品小売業(無店舗のものを含む。)、飲食料品小売業(野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む。)、宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業及び洗濯業

使用の合理化の取組

【製品】

商品の販売又は役務の提供に付随して 消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品であって

主としてプラスチック製のフォーク、スプーン、テーブルナイフ、マドラー、飲料用ストロー、ヘアブラシ、くし、かみそり、シャワーキャップ、歯ブラシ、衣類用ハンガー及び衣類用カバー





判断基準省令(特定プラスチック使用製品提供事業者の使用の合理化)①

・特定プラスチック使用製品提供事業者は、別表に定めるところにより、特定プラスチック使用製品の使用の合理化に関する目標を定め、これを達成するための取組みを計画的に行うものとする。 【別表】 特定プラの提供量(t) 売上高、店舗面積その他 特定プラの提供に

目標設定(第1条)



設定する目標は総量(提供量)でも原単位でも可

実施状況等の 把握等 (第6条) 特定プラスチック使用製品提供事業者は、提供量並びに使用の合理化のために実施した取組及びその効果を適切に把握し、当該把握情報をインターネットの利用その他の方法により公開するよう努めるものとする。

※主務大臣への定期報告義務はありません。

判断基準省令(特定プラスチック使用製品提供事業者の使用の合理化)②

使用の合理化 (第2条)

特定プラスチック使用製品提供事業者は、次に掲げる取組その他の特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組みを行うことにより、プラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制をするものとする。

消費者に

- ・有償で提供すること
- ・特定プラを使用しないように誘引するための手段として景品等を提供すること
- ・意思を確認すること
- ・繰り返し使用を促すこと
- ・薄肉化、軽量化その他の特定プラの設計又はその部品若しくは原材料の種類 について工夫された特定プラを提供すること
- ・適切な寸法の特定プラを提供すること
- ・繰り返し使用が可能な製品を提供すること

安全性等の配慮 (第5条)

上記の取組により特定プラスチック使用製品の使用の合理化を図る際には、提供する特定プラスチック使用製品に関し、安全性、機能性その他の必要な事情に配慮するものとする。

体制の整備等 (第4条)

使用の合理化のための取組に関する責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、研修の実施その他の措置を講ずるものとする。

判断基準省令(特定プラスチック使用製品提供事業者の使用の合理化)③

消費者への 情報提供 (第3条)

特定プラスチック使用製品提供事業者は、消費者によるプラスチック使用製品廃棄物の排出抑制を促進するための情報を提供するものとする。

- ・排出の抑制に資する事項を店頭掲示すること
- ・提供事業者の取組内容をインターネットの利用その他の方法により公表すること
- ・特定プラスチック使用製品に排出の抑制の重要性についての表示を付すこと
- ・その他の措置

関係者との連携 (第7条)

特定プラスチック使用製品提供事業者は、使用の合理化の取組を効率的に行うため、国、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮するものとする。その際、必要に応じて取引先の協力を求めるものとする

フランチャイズ形態の 事業者の使用の合 理化、約款の定め (第8・9条)

本部事業者は加盟者に使用の合理化に関し必要な指導を行い、プラスチック使 用製品廃棄物の排出を抑制するよう努めるものとする。

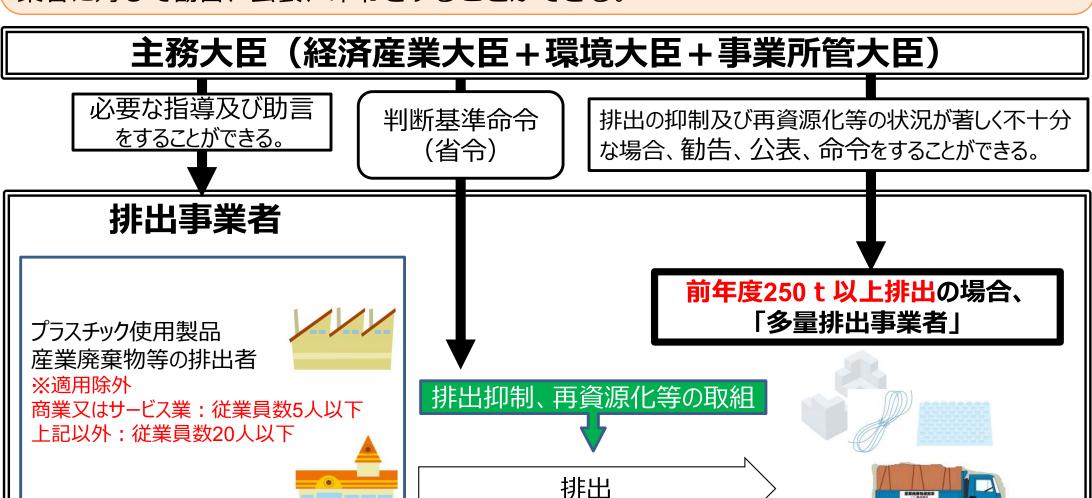
加盟者は、本部事業者の措置に協力するよう努めるものとする。

約款の定め

- ・本部事業者が加盟者を指導する旨の定め
- ・本部事業者及び加盟者が連携して取り組む旨の定め 等
- 注)フランチャイズ形態の場合、約款の定めにより、加盟者と本部事業者の合計 提供量が5 t 以上であれば、本部事業者が多量提供事業者に該当

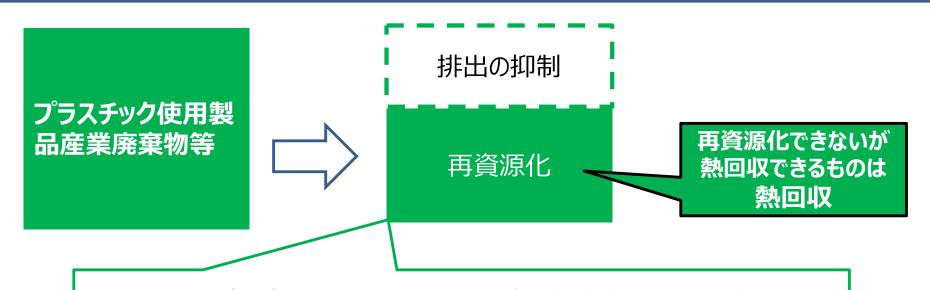
求められる対応3 プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出抑制

・プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出者において、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するために取り組むべき措置の判断の基準となるべき事項を命令(省令)で規定。主務大臣は排出事業者に対して指導・助言、多量排出事業者に対して勧告、公表、命令をすることができる。



判断基準命令(排出事業者の排出の抑制及び再資源化等)①

【原則(第1条)】



排出抑制及び再資源化に関する技術水準、経済的な状況を踏まえつつ、 事業活動において使用するプラスチック使用製品の安全性、機能性その 他の必要な事情に配慮した上で、可能な限り排出の抑制及び再資源化

- 注1) プラスチック使用製品産業廃棄物等の「等」はプラスチック副産物(製品の製造、加工、修理又は販売その他の事業活動に伴い副次的に得られるプラスチックであって、放射性物質によって汚染されていないものをいう。)
- 注2) 再資源化とは使用済プラスチック使用製品又はプラスチック副産物の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態にすること
- 注3)排出事業者は、再資源化、熱回収を適正に行うことができる者に委託可

判断基準命令 (排出事業者の排出の抑制及び再資源化等)②

【判断基準の個別事項】

排出の抑制 (第2条)

排出事業者は、主として次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ・ (製造、加工又は修理過程) 原材料の使用の合理化、端材の発生抑制、端材や試作品などを原材料として使用することその他の排出抑制を促進すること
- ・ (流通、販売過程) 包装材の簡素化、プラスチックに代替する素材を活用すること その他の排出抑制を促進すること
- ・長期間使用、過剰な使用の抑制、部品又は原材料の種類について工夫されたものを使用することその他の排出抑制を促進すること

再資源化等 (第3条)

排出事業者は、主として次に掲げる措置を講ずるものとする。

・再資源化等を著しく阻害するおそれのあるプラスチック使用製品産業廃棄物等の混 入を防止すること

- ・周辺地域において再資源化を適正に実施することができる事業者が存在しない場合、 人が感染又は感染のおそれのある病原体が含まれ、付着している又はそのおそれがあ る等再資源化できない場合、熱回収を実施できるものについては、熱回収を行うこと
- ・熱回収を行うに当たっては、可能な限り効率性の高い熱回収を行うこと
- ・熱回収を委託するに当たっては、委託先として可能な限り効率性の高い熱回収を行う者を選定すること
- ・飛散及び流出並びに悪臭の発散その他による生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置を講ずること

判断基準命令(排出事業者の排出の抑制及び再資源化等)③

をインターネットの利用その他の方法により公表するよう努めるものとする。

【判断基準の個別事項(続き)】

情報の提供 (第5条) ・排出事業者は、再資源化等の受託者に対し、プラスチック使用製品産業廃棄物等の 排出及び分別状況及び荷姿に関する事項その他の必要な情報を提供するものとする。 ・毎年度、前年度の排出量並びに排出の抑制及び再資源化等の状況に関する情報

- フランチャイズチェーンの排出抑制、再 資源化等、約款の 定め(第10条)
- ・本部事業者は、加盟者の事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等について、当該加盟者に対し、排出の抑制及び再資源化等に関し必要な指導を行い、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するよう努めるものとする。
- ・加盟者は、本部事業者の措置に協力するよう努めるものとする。約款の定め
- ・本部事業者が加盟者を指導する旨の定め
- ・本部事業者及び加盟者が連携して取り組む旨の定め 等注)フランチャイズ形態の場合、約款の定めにより、加盟者と本部事業者の合計排出量が250 t 以上であれば、本部事業者が多量排出事業者に該当

教育訓練(第7条)

・排出事業者は、従業員に対して、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出抑制及び再資源化等に関する必要な教育訓練を行うよう努めるものとする。

判断基準命令(排出事業者の排出の抑制及び再資源化等)④



【判断基準の個別事項(続き)】

実施状況の把握及 び管理体制の整備 (第8条)

- ・排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量、排出の抑制及 び再資源化の実施量その他の排出の抑制及び再資源化等の状況を適切に把 握し、記録を行うものとする。
- ・上記の事務を適切に行うため、事業場ごとの責任者の選任その他の管理体制 の整備を行うものとする。

関係者との連携 (第9条)

・排出事業者は、排出抑制及び再資源化等のための取組を効果的に行うため、 国、関係地方公共団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮するものとする。

目標設定及び情報 の公表(第4条)

※多量排出事業 者のみ

- ・多量排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物の発生の抑制、再資源 化等に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行うものとする。
- ・毎年度、当該年度の前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排 出量及び目標の達成状況についての情報をインターネットの利用その他の方法に より公表するよう努めるものとする。
- ※主務大臣への定期報告義務はありません。